マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

問 国民健康保険資格係 ☎5662－0560

医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、高齢受給者証や高額医療費の限度額適用認定証の窓口での提示が不要となります。

マイナンバーカードを保険証として利用できるよう登録をした場合でも、区が交付した保険証は今までどおり使用できます。

◆DV・虐待等被害者の方は、加害者にご自身の情報を医療機関やマイナポータルで閲覧される可能性があるため、健康保険証の発行元（健康保険組合、市区町村等）に、ご自身の情報を開示されないようにする届出をしてください。届出をした場合、マイナンバーカードの保険証利用やマイナポータルでの閲覧はできません。閲覧の制限が不要となった場合も、健康保険証の発行元へ届出してください。

保険料の納付は便利な口座振替でお願いします

問 収納係 ☎5662－0795

口座振替の方には年末に「お納めいただいた国民健康保険料額のお知らせ」を送付します。

詳しくは国保のしおり P.18をご覧ください

手続きもラク！ 口座振替のお申込み方法

●郵送による手続き

口座振替依頼書（はがき）でお申込みください。口座振替依頼書は、ご依頼があった方に送付いたします。

【手続き方法】

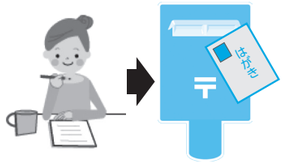

必要事項を記入　ポストへ投函

●窓口での手続き

区民課・各事務所の保険年金係の窓口でキャッシュカードを利用して手続きができます。

【手続きに必要なもの】

キャッシュカードと保険証

※磁気キャッシュカード以外では登録できません。

＜対象金融機関＞

- みずほ銀行
- 三菱UFJ銀行
- 三井住友銀行
- りそな銀行
- 千葉銀行
- きらぼし銀行
- 東日本銀行
- ゆうちょ銀行
- 朝日信用金庫
- 東京東信用金庫
- 興産信用金庫
- 東榮信用金庫
- 小松川信用金庫

スマートフォンアプリによるお支払いもできます

スマートフォンから対象アプリをインストールし、アプリ内にあるカメラで納付書のバーコードを読み取り、お支払いすることができます。

今後、利用可能なアプリは、更新・拡充することがあります。

詳細は区ホームページをご覧ください

倒産・解雇などで退職された方（非自発的失業者）の保険料軽減

問 国民健康保険資格係 ☎5662－0560

雇用保険に加入していて倒産・解雇・雇止め等により離職された非自発的失業者の方は、保険料の負担が軽減されることがあります。対象者となる方の前年の給与所得を100分の30に軽減して保険料を計算します（軽減を受けるためには申請が必要です）。

非自発的失業の保険料軽減について、区のホームページはこちら

詳しくは国保のしおり P.14をご覧ください

他の健康保険に加入したときご自身で国保をやめる手続きが必要です。
※ 健康保険の二重加入となり、保険料が二重で徴収されてしまいます。

● 各種手続きはお近くの保険年金係へ

区役所区民課：☎03-5662-6823　〒132-8501　中央1-4-1
小松川事務所：☎03-3683-5185　〒132-0035　平井4-1-1
葛西事務所：☎03-3688-0438　〒134-0083　中葛西3-10-1
小岩事務所：☎03-3657-7876　〒133-0052　東小岩6-9-14
東部事務所：☎03-3679-1128　〒132-0014　東瑞江1-17-1
鹿骨事務所：☎03-3678-6116　〒133-0073　鹿骨1-54-2

Inclusive City EDOGAWA　ともに、生きる。江戸川区

令和５年度 国民健康保険料のお知らせ

「令和５年度 国民健康保険料決定通知書」を世帯主宛にお送りします

決定通知書と納付書が変わりました

問 国民健康保険資格係 ☎5662－0560
収納係 ☎5662－0795

国民健康保険料決定通知書と納付書が変わりました。また、決定通知書に同封する納付書の枚数が以下のとおり変わります（口座振替の方には送付されません）。

【変更後】	【変更前】
６月から翌年３月までの月ごとの納付書10枚と１年分の一括納付書（計11枚）	１年分の納付書を年３回に分けて送付 6月：5枚（6月～9月分の4枚＋1年分の一括納付書） 10月・1月：各3枚（3か月分）

病気の予防と医療費抑制のために

問 健診係 ☎5662－0623
庶務係 ☎5662－0540

高齢化や医療の高度化により、年々、一人あたり医療費は上昇しています。保険料は年間に必要とされる医療費をもとに決められるため、医療費を抑制することが重要となります。

気が付かないうちに糖尿病？

令和3年度の区の一人あたり医療費は、約36.5万円ですが、糖尿病の場合は、約48万円となり、東京都全体と比べても約２万円高くなっています。

また、区の健診結果で糖尿病またはそのリスクを抱えているという方は52％で、東京都全体の37％と比較しても、かなり高い割合です。早期発見・早期治療をすることが、健康に毎日を過ごせるだけでなく、医療費を抑制することにもつながります。

40歳になったら**国保健診を毎年受診**して、自分の健康状態を確認する習慣をつけましょう。

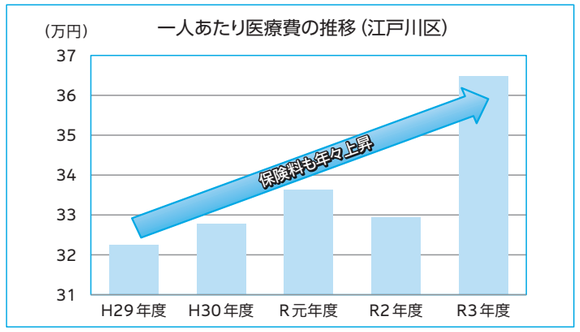

からだだけでなく、お口のケアも大切です

歯周病と糖尿病は関係があります

糖尿病は歯周病の悪化に大きく影響しますが、並行して治療するとお互いに改善されます。

歯周病は「毎日のセルフケア」と、「かかりつけ歯科医での定期的な専門ケア」で予防しましょう！

歯周病についての詳細はこちらの動画をご覧ください

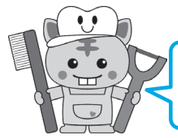

江戸川区8020応援キャラクター リッパー（ハチマルニイマル）

がん検診も受診しましょう

がんは日本人の死亡原因の第１位です。そして、医療費も高額になります。がんは早期発見と適切な治療を受けることで、治せる確率が高くなりました。早期発見には、元気なときから定期的な検診を受診することが大切です。区では通年でがん検診を無料で受診できます。

がん検診について、区のホームページはこちら

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品の利用は、ご自身のお薬代が節約できるだけでなく、年々増加する医療費の節減にもつながります。希望の方は医師または薬剤師に相談しましょう。

決定通知書の見かた

令和５年６月２日時点の情報で通知を作成しています

● 問い合わせ先

保険料の計算方法について ➡ 国民健康保険資格係 ☎ 5662-0560
保険料のお支払いについて ➡ 収　　納　　係 ☎ 5662-0795

お問い合わせの時は、「記号番号」または「問合番号」をお知らせください。

決定通知書の見かたは２次元コードから区ホームページでも確認いただけます。
(English and plain Japanese versions are available.)

❶ 納付方法は３種類あります

1. 口座振替
「普通徴収分口座情報」に記載の口座から通常、年10回に分けて月末日に引き落とされます。月末日が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日が引落日となります。

2. 年金からのお支払い
「特別徴収義務者」「特別徴収対象年金」に記載の年金からのお支払いです。

3. 納付書払い
通知書に同封の納付書でお支払いください。

※今年度より、納付書を１年間分まとめて送付しております。

❷ 軽減額

均等割額（加入者ひとりごとにかかる金額）の軽減額です。

・均等割額（加入者ごとにかかるもの）は、世帯の人数と総所得金額によって、決められた割合で保険料が減額されることがあります。
減額をするには、国民健康保険に加入する16歳以上の家族全員の住民税申告が必要です。所得がない方も必ず申告してください。

・未就学児（小学校に入る前の2017年4月2日以降に生まれたお子さん）は全員、均等割額の割引があります。

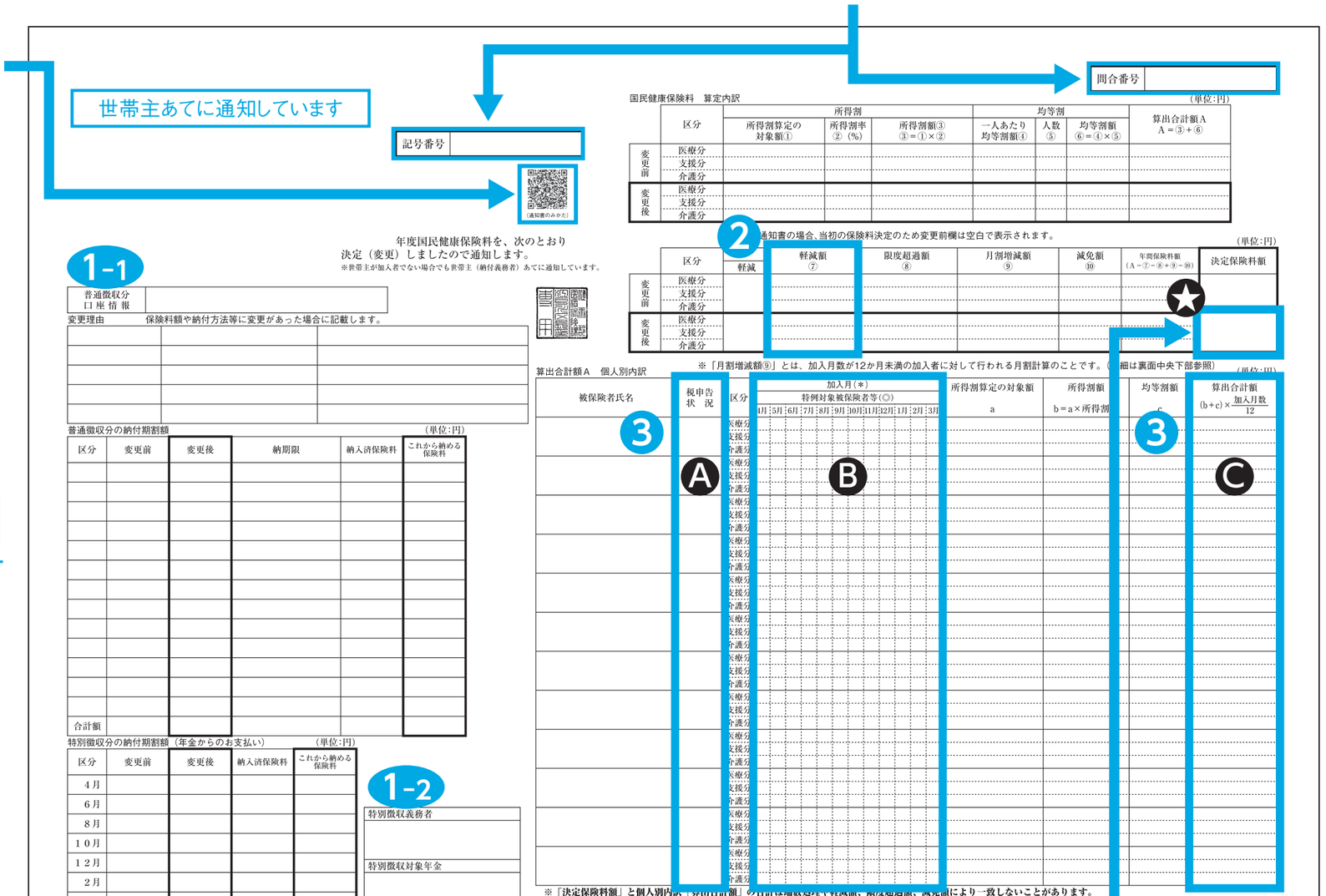

保険料の計算式

令和４年中の所得金額をもとに、下記のとおり計算しています。

年間保険料（①+②+③）（世帯単位で計算・支払い）		所得割額（所得金額に以下の率をかけて計算）		均等割額（加入者数に以下の金額をかけて計算）
①医療分（国保財源の基礎）最高限度額65万円	=	8.00%	+	47,100円
②支援分（後期高齢者医療制度への支援金）最高限度額22万円		2.76%		16,200円
③介護分（40～64歳の介護保険料）最高限度額17万円		2.58%（※介護分は40～64歳の加入者のみに加算）		17,700円

★ 今年度の保険料（加入者全員の保険料額）

普通徴収分の保険料
（口座振替または納付書で支払う金額）
＋
特別徴収分の保険料
（世帯主の年金から支払う金額）

以下の条件すべてを満たす世帯が対象です。
・世帯主を含む加入者全員が65歳以上75歳未満
・世帯主の年金額が年額18万円以上
・国民健康保険料と介護保険料の１回あたりの合計が世帯主の１回あたりの年金受給額の２分の１を超えない

❸ 国民健康保険料個人別内訳

加入者ごとに保険料のお支払いはできません。

Ⓐ 税申告状況
令和５年１月２日以降に転入された方、または税の申告が遅れた方は「所得不明」と記載されます。“変更通知書”が届くまでは、今回通知の金額でお支払いください。税の申告をされていない方は、1月1日の住所地の役所に申告してください。

Ⓑ 加入月
保険料がかかる月に印を表示しています。
＊：保険料がかかる月
◎：特例対象被保険者（倒産や解雇などにより離職した方）の保険料が割引される月

Ⓒ 算出合計額
決定保険料額と個人合計額の内訳は一致しないことがあります。

今年度 40歳・65歳・75歳になる方の保険料

詳しくは国保のしおりP.12～13をご覧ください

40歳になる方

40歳の誕生月（誕生日が１日の方はその前月）分から国民健康保険料に介護分が加算されます。

・4月2日～7月1日生まれの方
6月（1期）の納付額から介護分を含めて計算しています。

・7月2日～翌年4月1日生まれの方
誕生月（1日生まれの方はその前月）に介護分を追加した保険料を「変更通知書」でお知らせします。

65歳になる方

65歳になる年度の国民健康保険料は、誕生月（誕生日が１日の方はその前月）の前月分まで、介護分が加算されています。

誕生月からの介護保険料は介護保険課から別途通知します。

75歳になる方

75歳になる年度の国民健康保険料は、誕生月の前月分までで算出しています。

誕生月からは「後期高齢者医療保険制度」に変わります。「後期高齢者医療保険料」は高齢者医療係から4月1日～6月30日お誕生日の方は7月中に、7月1日以降お誕生日の方は誕生月の翌月に通知します。